

第16回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和3年10月20日（水）【午前9時55分開会】

1. 開催日時 令和3年10月20日（水）午前9時55分から午前11時30分

2. 開催場所 壬生町役場 正庁

3. 出席委員 10人

会長 10番 梁島 源智

会長職務代理者 5番 篠原 正明

1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男、4番 大関 孝男

6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠

4. 参集推進委員

感染対策のため、当面の間推進委員の出席は見合わせる。

5. 議事日程

開 会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

日程第1 会務報告について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について

日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について

日程第6 議案第5号 壬生町農業振興地域整備計画変更の件について

日程第7 議案第6号 壬生町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

日程第8 報告第1号 非農地証明願の件について

日程第9 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

日程第10 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について

日程第11 報告第4号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願の件について

日程第12 報告第5号 農地法施行規則第53条の規定による届出の件について

その他
・令和4年度農地利用最適化推進に関する意見書及び農業等施策並びに予算に関する要望書の提出について

・農業委員会研修の実施について

（事務連絡）

閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中貴子、主幹兼庶務係長 岡 洋子、農地調整係長 宇賀神 尚、

主任 齋藤純一

農政課職員

課長 人見恭司、農業振興係長 東川仁美

7. 会議の概要

令和3年10月20日（水）【午前9時55分開会】

●局長 少し早いのですが全員そろっておりますので始めさせていただきます。ただいまより第16回壬生町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

本日は日程第7 議案第6号については、農政課で説明いたしますので、農政課の人見課長、東川係長にも入ってもらっております。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 みなさん改めまして、おはようございます。本日は大変お忙しい中総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。季節のほうもようやく本来の秋らしくなりまして、野菜等々も出回る季節でございますが、壬生町の主要作物、トマト、イチゴにつきましては、トマトは10月1日から出荷となっているようでございます。イチゴはですね、先週末、芳賀町のほうから240箱出荷となったようでございます。とちあいか、とちおとめ共に2Lで1パック、7万円とご祝儀相場がついたようでございます。壬生町については22日から出荷となっていたのですが、残留農薬の検査をした結果、違法農薬ではないのですが、農薬をかけて収穫まで何日という中で、それが守られていないという事が指摘されましたので、来週の25日からの出荷となるようでございます。残留農薬というのは本当に厳しいですね。本人に確認したら、違法な農薬はかけていないという事で、農協からも残留農薬の検査に出すにあたって、違法な農薬ではないから大丈夫と言われたそうですが、そんな状況ですので、色々な作物の検査に出すときには、注意をしながら検査をしてもらってください。

今日は農政課より2名出席して下さっておりますので、スムーズな総会になりますように皆様のご協力をいただきながら進めて行きたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員

ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、2番 大橋 好一 委員、3番 高橋 敏男 委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の岡主幹と宇賀神係長を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局より報告をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書 1ページをご覧ください。

○壬生町畜産振興協議会定期総会が書面決議されました。梁島源智会長が役員になっております。

○9月28日(火) 県常設審議委員会が栃木県土地改良会館で行われ、梁島源智会長が出席いたしました。

○10月15日(金) 農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、第3会議室及び現地で行われ、高橋敏男農業委員、大関孝男農業委員、篠原正明農業委員、宇賀神 尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

○同じく10月15日(金) 農業振興地域整備計画変更に関する現地調査委員会
が、第3会議室及び現地で行われ、梁島源智会長、篠原正明職務代理、大橋好一
農業委員、琴寄成人農業委員、刀川正己農業委員
農政課より 東川仁美係長、沼子真弥主任、事務局より、宇賀神 尚係長、齋藤
純一主任と私が出席いたしました。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書2ページの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。10月5日、火曜日締切りの時点で、2件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (福和田) 自作地47㌥ 貸付地5㌥
譲受人 _____ (福和田) 自作地65㌥ 借受地113㌥

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 1289㎡

売買による所有権移転 10a当たり _____ 万円 稼働3人

第2項

譲渡人 _____ (上長田) 自作地202㌥ 借受地31㌥
譲受人 _____ (上長田) 自作地325㌥ 借受地138㌥
貸付地3㌥

(土地の表示)

壬生町大字 _____ (固定資産で課税上分筆している)
田の部分 2524㎡
畑の部分 3478㎡
壬生町大字 _____ 田 1182㎡
合計 7184㎡

売買による所有権移転 10a当たり _____ 万円 稼働3人

以上、第1項から第2項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類、農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 敏男 委員

●3番 高橋 敏男 委員(1項の現地調査の結果並びに補足説明)

第1項案件について、去る10月13日に、譲受人、_____氏立ち会いのもと、大関孝男農業委員、鈴木良一 農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周

辺地域との関係について現地確認いたしましたので報告します。

チェックシートに従い1から7の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第2項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 高橋 宏治 委員

●6番 高橋 宏治 委員 (2項の現地調査の結果並びに補足説明)

第2項の案件について、去る10月16日に譲受人の_____氏立ち会いのもと、高橋敏男農業委員、中川義人農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたので報告いたします。チェックシートの1番から7番について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりますのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書3ページ、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。10月5日、火曜日の締切り時点で4件の申請が出されました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (安塚二)

譲受人 _____ (安塚二)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 411㎡

自己用住宅敷地 売買による所有権移転

第2項

賃貸人 _____ (福和田)

賃借人 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 1030㎡のうち110㎡

壬生町大字 _____ 田 5838㎡のうち72㎡

合計 6868㎡のうち182㎡

_____ 資材置場及び進入路 5ヵ月間の賃貸借設定

第3項

貸人 _____ (下馬木)

借人 _____ (本郷)

_____ (本郷)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 380㎡

自己用住宅敷地 20年間の使用貸借権の設定

第4項

賃貸人 _____ (鹿沼市)
賃借人 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 1921㎡
園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

なお第3項案件について補足説明をいたします。

こちらの土地につきましては、昨年令和2年8月21日付で農業用倉庫建築を目的に農地法第4条の許可が出ております。しかし事業を実施する前に娘夫婦の分家住宅建築の話がでまして、当該地以外に適した土地が見当たらないことから、農業用倉庫建築を断念し分家住宅建築に向けて進めることとなった状況です。昨年の第4条許可を取り消しまして、今回改めて第5条許可申請に至っております。第4条許可処分の取り消しにつきましては、この後の日程第11 報告第4号でご報告いたします。

また、第4項案件についても補足説明をさせていただきます。

_____の土地につきましては、台帳地目は山林になっており、現状は雑草が生い茂っている状況であります。西側の隣接地は現況地目も台帳地目も、山林となっております。地主からも山林と聞いており、農地との認識がなく、すでに掘り始めてしまっていた状況であります。それが先月の総会のころなのですが、ちょうど大関委員が現場を発見しまして事務局で現場を確認し作業を停止させて、農地転用の申請を行うよう指導いたしました。黒土を30センチ位掘ってしまっていたので、黒土が場内においてある状況なのですが、悪質なケースではないため、梁島会長、篠原職代、地元大関委員と協議しまして、現状回復まではいかないということになりました。

説明は以上であります。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る10月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の高橋敏男委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋 敏男 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、10月15日、金曜日、私と篠原正明職務代理、大関孝男委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の6名で調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請、第1項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から東に100メートルに位置する農地で、第3種農地に該当します。

事業計画によると、申請人は、現在町内のアパートで生活していますが、子供が産まれる予定があることから、戸建住宅の建築を検討しており、将来両親の面倒を見ることを考え、実家に近い申請地を最適地として選定したとのこと。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は、金融機関からの融資で対応します。また、開発許可については県都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第3種農地であり、立地条件、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋 敏男 委員 (2項案件について報告)

第2項案件についてご報告します。

申請地は、_____から西に約300メートルに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、町発注の_____工事において、両岸に道路等がないことから、近接する農地に鉄板を敷いて資材置場及び進入路とするための一時転用の申請になります。事業資金約__万円については、自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地ではありますが、工事のための資材置場及び進入路としての一時転用であるため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員

これは、川の川工事となっていますが、目的はどういうことですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

川と川のところなのですが、川の方が大雨が降るたびに溢れてしまうという事が頻繁に起きているものですから、水量を調節するために川から川に行くところに水門を設置する工事を行うにあたっての資材置き場として使用したいという事です。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋 敏男 委員 (3項案件について報告)

次に第3項案件について報告します。

申請地は、 から南西に約500メートルに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、現在町内のアパートで生活していますが、子供が産まれる予定があることから、戸建住宅の建築を検討しており、将来両親の面倒を見ることを考え、実家に近い申請地を最適地として選定したとのことです。給水は井戸を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金 万円は、金融機関からの融資で対応します。また開発許可については県都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置されるものであり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋 敏男 委員 (4項案件について報告)

次に第4項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北西に約500メートルに位置する第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、農地から1メートル、道路から2メートルの保安距離を確保し、周囲には防護ネットを施します。最大4メートルを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した園芸用土は、自社で販売する予定で、埋戻しの用土についても自社ストックヤードから調達予定であります。事業資金__万円については自己資金で対応します。

なお、転用実績については、前回地、前々回地において農地復元が完了している状況となっております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離、保安角度、掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に日程第4、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案書4ページ、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」をご説明いたします。10月5日、火曜日締切りの時点で1件の申請がございました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

賃貸人 _____ (旭町)

_____ (旭町)

賃借人 _____ (上三川町)

(土地の表示：_____)

壬生町大字 _____ 田 1 5 1 4 m²

壬生町大字 _____ 田

3 9 6 5 m²のうち3 4 2 7. 0 6 m²

(土地の表示：_____)

壬生町大字 _____ 田
1 3 1 2 m²のうち4 1 5. 4 9 m²

壬生町大字 _____ 田
7 3 8 5 m²のうち5 2 7. 7 9 m²

合計 1 4 1 7 6 m²のうち5 8 8 4. 3 4 m²

園芸用土採取及び搬出入路を目的とした賃借権の設定 令和4年4月
22日までの許可期間延長の変更申請

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件についても去る10月15日の調査委員会において調査済みですから、第1項案件について、調査委員長の 3番 高橋 敏男 委員 から、現地調査の結果報告をお願いします。

●3番 高橋 敏男 委員（1項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果をご報告いたします。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ10月15日、金曜日に同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は _____ から南に約200メートルに位置し、農振農用

地になります。

こちらの案件につきましては、平成31年4月23日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けています。事業計画変更の理由書によりますと、当該地は、西側が宅地に隣接しているところから、安全面でそちらの部分を優先して埋め戻す必要があり、区域を2つに分けて埋戻し手続き・作業を行っております。宅地に隣接している区域は復元が完了しておりますが、もう片方の区域の埋め戻しが別事業となるため、事業期間の間隔を空ける必要があり、許可区域内に事業が完了できない状態です。土地所有者及び隣接土地所有者の期間延長に係る同意書が添付されています。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員

この延長でやると、まる3年ぐらいになりますか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

そうです。来年の4月22日までの今回の延長で、まる3年になります。それ以上の延長はできないという事です。

●1番 刀川 正己 委員

終わらなかった場合はどうするのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

なんとしても終わらせないとならないんですけど、そういう場合は状況を確認しまして、ご相談させていただきたいと思います。

確実に終わる見込みがあって、生活環境課での間隔も農転の期間が切れないように相談しながらやっていきたいと思います。

●1番 刀川 正己 委員

今年中に終わらないというのは、なにか事情があるのかな、と思って。

○議長 生活環境課と連絡をとって、こまめに指導してもらってください。他にございますか。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員

この埋戻しは2つの事業でしょ。当初は5角形の方が先で、宅地に隣接の方が後からだったですよね。2つは別の事業として進めているということになるのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

埋戻しの手続き上は、半分に。申請地の2筆、5角形の部分を丁度真ん中あたりで分けて、埋戻しの手続きを取って事業を実施しているという事で、生活環境課から聞いております。

両方合わせると県の許可になってしまうので、宅地側の埋め戻しが遅くなってしまいうという事で、特別な例外として認めたようなのですが。

●2番 大橋 好一 委員

埋め戻しの期間というのは、事業と事業の間隔の基準みたいなのはあるのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

原則は1年というのが、県と協議して町の生活環境課が指導している期間だと思います。原則1年だと期間が長くなってしまいますので、それよりも短く、ただすぐというわけにはいかないの、数カ月空けるという事なのですが。具体的に今回、何カ月空けるかという事は確認はしていません。

今回の案件もそうですが、次、こういうことがあると問題になりますので、生活環境課とも連携を取って話をしていきたいと思ひます。

○議長 よろしいですか。他にございませんか。それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5 議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いします。

なお、本案件には、利用権設定の(新規・使用貸借権)に_____委員が設定人となる事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により議事参与が制

限されます。_____委員には、当該事案の議事にあたり退席することになります。
それでは改めまして、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書5ページからの議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、利用権設定各筆明細に従いまして説明いたします。

最初に利用権の新規、賃借権分について、議案書6ページのとおり、2件、5筆、面積合計が11,069㎡となっております。

次に議案書7ページ、利用権の新規、使用賃借権分について、3件、5筆、面積合計が7,295,91㎡となっております。

次に利用権の再設定、使用賃借権分について、議案書8ページのとおり、2件、10筆、面積が9,237㎡となっております。

以上各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、_____委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、_____委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、_____委員に退席をお願いします。

(_____委員 退席)

○議長 先ほど、事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件のうち、_____委員が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、_____委員が設定人となる事案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 会長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、_____委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

_____委員は、席にお戻りください。

(_____委員 着席)

-
- 議長 次に日程第6 議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」を議題といたします。農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案書9ページ、10ページの、議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」、説明いたします。今回1件の申請がございました。場所が大字_____の3筆で、合計面積が1,279㎡の土地であります。利用目的は_____施設敷地となっております。利用予定者は、_____。現在の土地所有者は_____さんであります。

説明は以上です。

- 議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る10月15日の調査委員会において調査済みですので、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）について、調査委員長の1番 刀川 正己 委員から、現地調査の結果報告をお願いします。

●1番 刀川 正己 委員（標記の件について報告）

議案第5号、壬生農業振興地域整備計画変更の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、10月15日、金曜日に、私と梁島源智会長、篠原正明職

務代理、大橋好一委員、琴寄成人委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任、農政課、東川仁美係長、沼子真弥主任の10名で調査いたしました。

農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番について、ご報告いたします。

申請地は、_____から西へ50mに位置する農地です。土地の所有者は_____氏で、土地の利用予定者の_____が_____施設敷地を目的とした除外の申し出となっています。申出人は_____を経営しております。現在の_____は民家を利用していることから、安全面や学習環境等において不十分な状況です。_____が安全に学習や活動に取り組める環境を整備する必要があることから、今回の計画に至ったとのこと。施設を利用する_____の多くは、_____に通っていた_____のため、_____の中間地点である当該地を選定したとのこと。

申請地が、周辺農地への影響が少ないこと、また、給水は町水道に接続し、汚水・雑排水については公共下水道に接続、雨水は敷地内自然浸透の予定で、農地の集团的まとまりを阻害する状況にないことから、今回の案件につきましては、農振法第13条第2項の規定にある

- ・農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて農用地区域以外に代替する土地がないこと
 - ・農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れが無いこと
 - ・農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
 - ・農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと
- 等の農振除外の要件を満たしているものと思われまので、調査委員会としましては、農用地区域除外はやむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生町農業振興地域整備計画変更の件について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「壬生町農業振興地域整備計画変更の件について」は、原案通り「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に日程第7 議案第6号「壬生町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による基本構想の見直しについて、農政課人見課長より説明をお願いいたします。

●農政課 あいさつ（人見農政課長）

壬生町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しについてですが、この見直しにつきましては県が昨年度、県の基本方針を見直しましたことに伴いまして、今年度各市町村で、各市町村の基本構想の見直しを行っているところでございます。内容につきましては詳細の方は、東川係長の方から説明いたします。

●農政課 議案の説明（東川農業振興係長）

農政課の東川です。よろしく申し上げます。

「壬生町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについては、議案書の12ページ、13ページが見直しの概要になっております。それから別冊で基本構想の本文の方をご用意させていただいております。本文の方は50ページほどありまして、ボリュームがありますので、議案書の12ページ、13ページに沿って、見直しの概要の方を説明させていただきます。

まず、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の考え方についてですが、こちらは国の農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村ごとに定めることとされているもので、町を目指すべき農業構造や、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標を明らかにするとともに、その目標の実現に向けて実施していく各種施策の実施方針や準則を定めるものとされております。なお、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、県においても農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針というものを示しており、町は県の方針に即して基本構想を定めることとなります。

壬生町では前回、平成26年9月に基本構想の見直しを行ってきましたが、今回は冒頭にもありました通り、県によって今年の3月に基本方針の見直しが行われたことから県の方針に即する形で、町の基本構想の見直しを行うものでございます。

見直しにあたっては「農業委員会及び農協の意見を聞くこと」とされておりますことから、本日の農業委員会総会での審議をよろしくをお願いいたします。

基本構想の内容につきましては、12ページの内容というところの第1から第6までのとおりとなっております。

内容としましては、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいがあるものとなるよう、目標となる所得や労働時間、目標を達成するための作目ごとの規模の目安等が定められております。また、農業経営基盤強化促進法に関する事項として、認定農業者や新規就農者の育成、確保に関する事項等が定められております。

次の13ページにうつりまして、今回の見直しのポイントについてご説明させていただきます。

ポイントの1点目、効率的かつ安定的な農業経営体の目標につきましては、見直しのポイントとありますが、現行通りとなりまして、主たる従事者一人あたりの年間総労働時間が、2000時間、年間農業所得が580万円と記載しております。こちらは主たる従事者が他産業並みの労働時間により、他産業並みの生涯所得を得られるような農業経営となるよう県の方針に沿って策定されておりまして、認定農業者の認定の基準となっております。

2点目、育成すべき農業経営体に「とちぎ広域営農システム」の考え方を記載しております。「とちぎ広域営農システム」というのは、栃木県の方で今年度から推進している取り組みでございまして、高齢化により担い手が減少する中で、地域の実態に即し、広範囲に農地を引き受ける担い手の確保・育成や担い手への農地の集積・集約を図ることを目的とする仕組みでございまして、そういったことに取り組んでいくという事を、基本構想の中に明記しております。

3点目、育成すべき農業経営体として、女性農業者を位置付けております。女性の農業経営への参画を図るため、家族経営協定の締結や農業経営改善計画、これは認定農業者の計画ですが、こちらの共同申請の取組を推進することとしております。

次に新規就農者年間確保目標人数を、6人から10人に変更いたしました。こちらは県の方で年間の人数を250人から300人に増やしていることもありまして、近年の実績を踏まえまして10人に増やしたものでございます。青年等の就農促進にあたっては、関係機関と連携し、就農相談から経営定着の段階まで、きめ細やかに支援していくこととしております。

次に効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積目標につきましては、現行通り、国の方針を踏まえまして80%となっております。

営農類型ごとの育成経営体数の目標については、現行の170人から250人に変更しております。この250人という人数につきましては、町の総合振興計画の方で認定農業者数を250人と目標を定めておりますので、それに合わせた形で増やしていく形です。

見直しの主なポイントは以上でございますが、今後の見直しの手続きにつきまして、今現在町の方で、お手元に配布しました原案の方を作成させていただきました。この後、農業委員会、農協に意見聴取を行いまして、県に同意の申請をし、県からの同意後に公告して、見直しの完了となります。公告は11月下旬となっております。

す。

説明については以上となります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの農政課より説明がありました基本構想の見直しの件について、質疑に入りたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長 よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案第6号「壬生町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。

ここで、農政課の職員は退出いたします。

○議長 次に、日程第8 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の14ページに1件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

○議長 4番 大関 孝男 委員

●4番 大関 孝男 委員 (1項案件について報告)

9月13日、行政書士の_____氏、推進委員の廣澤氏と私で、現地を確認してまいりました。なんの問題もないことを報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に日程第9 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いいたします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の15ページから16ページに7件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第10 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いいたします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の17ページの4件がございました。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に日程第11 報告第4号「農地法第4条の規定による許可処分の取消願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第4条の規定による許可処分の取消願の件について」は、議案書の18ページから20ページの1件でございます。

内容については記載のとおりで、令和3年10月1日付で_____氏より農地法第4条の規定による許可処分の取消願が提出されたため、同日付で書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に日程第12号、報告第5号「農地法施行規則第53条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第5号「農地法施行規則第53条の規定による届出の件について」は、議案書の21ページに3件がございました。

これについては、農地転用のための権利移動制限の例外規定に該当するもので

あり、内容については、認定電気通信事業者による携帯電話無線基地局への転用届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、同日付で書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第5号を終わります。

○議長 次にその他についてお願いします。事務局からその他についてお願いします。

●事務局 岡主幹兼庶務係長

その他の件として、1番目、壬生町農業施策並びに令和4年度予算に関する要望書の提出についてなのですが、先月の農業委員会総会の時、なにか意見ありましたらという事でしたが、特に委員の皆様より意見がございませんでしたので、この内容で本日総会后、町長、教育長宛てに要望書を提出いたします。

2番目、農業委員会研修の実施についてですが、昨年度はコロナ禍で農業委員会研修を見合わせましたが、今年度の農業委員会研修の実施について、皆様のご意見をお伺いしたいと思うのですが、実施についてどのようにしたらよろしいでしょうか。

○議長 どうでしょうか。

●8番 清水 利通 委員

コロナの状況がね。その状況を見たらうえで判断するべきだよね。

○議長 もうちょっと様子見て。

●8番 清水 利通 委員

年度内で、年度内というのは任期期間内で、その中で状況判断でできれば、できるのならやってもらいたい。

○議長 ジャ、状況がよくなれば年度内に開催するという事でよろしいですか。事業などもあまりないと、また県の方から指摘を受けた推進委員さんの件で、じゃあ、局長説明してくれる、推進委員さんの件で県の方から指摘を受けた件。

●局長 先日、下都賀農業振興事務所で会議がありまして、その中で農地利用最適化推進委員はどのような活動をしていますかという話がありました。

各市町の意見交換会も兼ねていたのですが、県の方としましても、推進委員さんにも活動してもらえるような、事業計画を立ててもらいたい、という事。あと先ほど農政課で説明のありました「とちぎ広域営農システム」についても、推進委員さんに土地改良の方とあわせてメインとなって活動してもらいたいというような形の説明を受けました。

○議長 川嶋推進委員長にもちょっと話して、町独自の研修会でいいから、コロナもだいぶ落ち着いてきたから、推進委員さんだけを集めて研修会をやったほうがいいんじゃないですか。

●2番 大橋 好一 委員

どうせやるのなら、5条の転用の、赤土堀りの状況の見回りもやってもらいたい

ね。こういうのも活動になるわけだよね。

○議長　じゃあ、推進委員さんに集まってもらうようにしますからね。岡さん、他には？

●事務局　岡主幹兼庶務係長

事務連絡です。農地の斡旋についてなんですが、委員の皆様の斡旋により貸付・売却が実施された農地がありました。

9月7日依頼の_____さんの福和田の農地は、大橋好一委員の斡旋により買受者が決定しました。

10月4日依頼の_____さんの上稲葉の農地は、梁島会長、琴寄委員の斡旋により買受者が見つかりました。

委員の皆様が農地の出し手と受け手の仲介をしていただき、斡旋が成立した場合やしなかったとしても、事務局にご連絡ください。農地利用最適化交付金を計算する際に必要となり、報酬に上乘せ支給される場合もあることから、ご協力をお願いします。

2番目、クールビズ期間が10月いっぱい終了となります。11月以降はネクタイ、上着着用での総会等の出席をお願いします。

3番目、全国農業新聞についてなのですが、購読申し込みの取りまとめが11月19日金曜日までとなっております。

4番目、農業者年金加入推進名簿についてですが、名簿に記載のある方々に農業委員会事務局から、農業者年金のご案内の通知を送付しております。もしお知り合いの方で興味のある方がいらしたら、事務局までご連絡ください。

5番目、ゆうがおマラソン大会についてですが、新型コロナの関係で、今年度は中止となりましたのでご報告いたします。

以上でございます。

○議長 はい。以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
他に、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第16回壬生町農業委員会総会
を閉会いたします。大変お世話になりました。

【午前11時30分閉会】

会 長 梁 鳥 源 智

2 番 大 橋 好 一

3 番 高 橋 敏 男